

労働者派遣法第 30 条の 4 第 1 項の規定に基づく労使協定に関する情報提供について

株式会社 S S L パワードサービス

記

- | | |
|----------------------|--------------------------------|
| 1. 労使協定締結の有無 | 有 |
| 2. 労使協定の有効期間 | 令和 2 年 4 月 1 日～令和 4 年 3 月 31 日 |
| 3. 労使協定の対象者となる労働者の範囲 | |

当事業所で雇用している正社員及び S S L グループの「定年後再雇用制度」により嘱託契約を締結した契約社員の中で、派遣労働をしている全従業員を対象とする。

以 上